

新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編 I

第1編 第1章 総 則

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回／1工事
重要構造物 函渠工（樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚 <del>フーチング</del> 工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	（一般）30％程度／1構造物 （重点）60％程度／1構造物
		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	（一般）1回／1構造物 （重点）1回／1ロット
		埋戻し前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回／1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回／1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	（一般）30％程度／1構造物 （重点）60％程度／1構造物
		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	（一般）1回／1構造物 （重点）1回／1ロット
鋼橋		仮組立て完了時（シュミレーションによる代替等、仮組立が省略となる場合を除く）	キャンバー、寸法等	（一般）－ （重点）1回／1構造物

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編 I

第1編 第1章 総 則

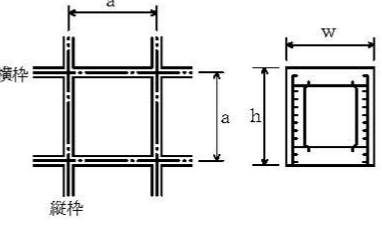
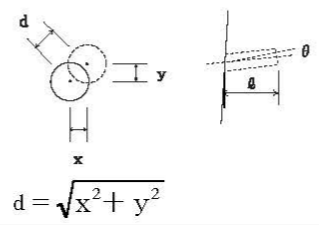

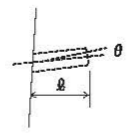
種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回／1工事
重要構造物 函渠工（樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚 <del>フーチング</del> 工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	（一般）30％程度／1構造物 （重点）60％程度／1構造物
		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	（一般）1回／1構造物 （重点）1回／1ロット
		埋戻し前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回／1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回／1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	（一般）30％程度／1構造物 （重点）60％程度／1構造物
		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	（一般）1回／1構造物 （重点）1回／1ロット
鋼橋		仮組立て完了時（シュミレーションによる代替等、仮組立が省略となる場合を除く）	キャンバー、寸法等	（一般）－ （重点）1回／1構造物

新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

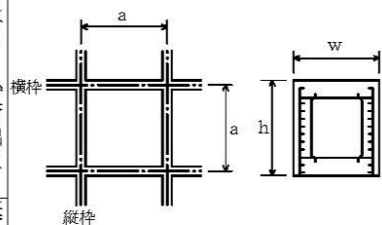
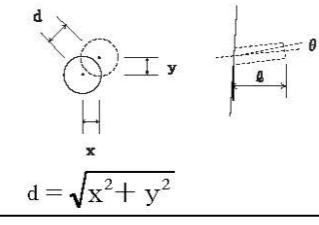
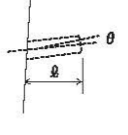
測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>枠延長 100mにつき1ヶ所、枠延長 100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>	 <p>枠延長：縦枠・横枠の合計延長 (交点の延長重複部を除く)</p>	<p>曲線部、凹凸部等において、枠中心間隔 a の下限規格値によりがたい場合は、監督員と協議のうえ、下限規格値を設定すること。</p>
<p>施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎</p>		
<p>全数 (任意仮設は除く)</p>	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
<p>全数 (任意仮設は除く)</p>		

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>枠延長 100mにつき1ヶ所、枠延長 100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>	 <p>枠延長：縦枠・横枠の合計延長 (交点の延長重複部を除く)</p>	<p>曲線部、凹凸部等において、枠中心間隔 a の下限規格値によりがたい場合は、監督員と協議のうえ、下限規格値を設定すること。</p>
<p>施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎</p>		
<p>全数 (任意仮設は除く)</p>	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	<p>鉄筋挿入工にも適用する</p>
<p>全数 (任意仮設は除く)</p>		



新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート(NATM)・吹付けコンクリート(NATM)は別途記載。 砂防ダムを含む。)	298
2. プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	308
3. プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	308
4. プレキャストコンクリート製品 (その他)	308
5. ガス圧接	314
6. 既製杭工	318
7. 下層路盤	320
8. 上層路盤	326
9. アスファルト安定処理路盤	334
10. セメント安定処理路盤	334
11. アスファルト舗装	336
12. 転圧コンクリート	344
13. グースアスファルト舗装	348
14. 路床安定処理工	352
15. 表層安定処理工 (表層混合処理)	354
16. 固結工	356
17. アンカー工	356
18. 補強土壁工	358
19. 吹付工	360
20. 現場吹付法砕工	364
21. 河川・海岸土工	370
22. 砂防土工	372
23. 道路土工	374
24. 捨石工	376
25. コンクリートダム	378
26. 覆工コンクリート (NATM)	384
27. 吹付けコンクリート (NATM)	392
28. ロックボルト (NATM)	398
29. 路上路盤再生工	400
30. 路上表層再生工	400
31. 排水性舗装工・透水性舗装工	402
32. ガス切断工	410
33. 溶接工	410
34. 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	416
35. 視覚障がい者誘導用ブロック	418
36. 鉄筋挿入工 (ロックボルト工)	418
37. ロープネット	418
38. 無収縮モルタル	418
39. 中層混合処理	420

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート(NATM)・吹付けコンクリート(NATM)を除く。 砂防ダムを含む。)	298
2. プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	308
3. プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	308
4. プレキャストコンクリート製品 (その他)	308
5. ガス圧接	314
6. 既製杭工	318
7. 下層路盤	320
8. 上層路盤	326
9. アスファルト安定処理路盤	334
10. セメント安定処理路盤	334
11. アスファルト舗装	336
12. 転圧コンクリート	344
13. グースアスファルト舗装	348
14. 路床安定処理工	352
15. 表層安定処理工 (表層混合処理)	354
16. 固結工	356
17. アンカー工	356
18. 補強土壁工	358
19. 吹付工	360
20. 現場吹付法砕工	364
21. 河川・海岸土工	370
22. 砂防土工	372
23. 道路土工	374
24. 捨石工	376
25. コンクリートダム	378
26. 覆工コンクリート (NATM)	384
27. 吹付けコンクリート (NATM)	392
28. ロックボルト (NATM)	398
29. 路上路盤再生工	400
30. 路上表層再生工	400
31. 排水性舗装工・透水性舗装工	402
32. ガス切断工	410
33. 溶接工	410
34. 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	416
35. 視覚障がい者誘導用ブロック	418
36. 鉄筋挿入工 (ロックボルト工)	418
37. ロープネット	418
38. 無収縮モルタル	418
39. 中層混合処理	420

新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」（福島県土木部）による	同 左
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.6以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石3.0%以下（ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ砕骨材7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）：5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下			

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く。）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」（福島県土木部）による	同 左
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.6以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石3.0%以下（ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ砕骨材7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）：5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下			



新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載）	材料	をその他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 602-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	をその他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 602-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による

新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	備 考	試験成績表等による確認
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 <u>（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、場所打ちコンクリートによる擁壁工（高さ1m以上）、涵渠工、橋門、橋管、水門、水路（内幅2m以上）、コンクリート護岸工、法砂護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</u>	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 <u>（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、場所打ちコンクリートによる擁壁工（高さ1m以上）、涵渠工、橋門、橋管、水門、水路（内幅2m以上）、コンクリート護岸工、法砂護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</u>	○
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	備 考	試験成績表等による確認
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による。	0.3kg/m <sup>3</sup> 以下
			単位水量測定	エアメータ法（土研法）及び同等以上の測定法	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> （管理値）の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> （管理値）を超え±20kg/m <sup>3</sup> （指示値）の範囲にある場合はそのまま打設してよいが、受注者は水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならぬ。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> （管理値）以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 測定した単位水量が、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。
			スランptest	JIS A 1101	スランptest5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランptest8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランptest2.5cm及び3cm：許容差±1.0cm

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く。）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による。	0.3kg/m <sup>3</sup> 以下
			単位水量測定	エアメータ法（土研法）及び同等以上の測定法	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> （管理値）の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> （管理値）を超え±20kg/m <sup>3</sup> （指示値）の範囲にある場合はそのまま打設してよいが、受注者は水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならぬ。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> （管理値）以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 測定した単位水量が、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。
			スランptest	JIS A 1101	スランptest5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランptest8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランptest2.5cm及び3cm：許容差±1.0cm



新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
荷卸し時。コンクリートの打設が午前と午後またはまたがる場合は、1日につき2回以上（午前・午後各1回以上）行う。午前の試験結果が、塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<p>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。</p> <p>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、場所打ちコンクリートによる擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</p>	
荷卸し時。圧縮強度試験用供試体採取時、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	<p>対象構造物</p> <p>(1) 高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）</p> <p>(2) 内空断面積2.5m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカブト類</p> <p>(3) 橋梁上・下部工（ただし、購入桁は除く。）</p> <p>(4) トンネル（<u>坑門</u>）</p> <p>(5) 高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム</p> <p>(6) スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド</p> <p>※上記構造物に付帯する基礎工を含むものとする。</p> <p>その他は、「福島県レディーミクストコンクリート単位水量測定要領」による。</p>	
荷卸し時。圧縮強度試験用供試体採取時及び荷下ろし時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、<u>場所打ちコンクリートによる擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種</u>）</p>	

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
荷卸し時。コンクリートの打設が午前と午後またはまたがる場合は、1日につき2回以上（午前・午後各1回以上）行う。午前の試験結果が、塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<p>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。</p> <p>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</p>	
荷卸し時。圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	<p>対象構造物</p> <p>(1) 高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）</p> <p>(2) 内空断面積2.5m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカブト類</p> <p>(3) 橋梁上・下部工（ただし、購入桁は除く。）</p> <p>(4) トンネル</p> <p>(5) 高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム</p> <p>(6) スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド</p> <p>※上記構造物に付帯する基礎工を含むものとする。</p> <p>その他は、「福島県レディーミクストコンクリート単位水量測定要領」による。</p>	
荷卸し時。圧縮強度試験用供試体採取時及び荷下ろし時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、<u>擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種</u>）</p>	



新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験に用いる供試体は3本とし、1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。ただし、1回の試験結果が呼び強度を下回った場合には、構造物の設計強度が確保されていることを施工後試験によって確認すること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）
		その他	コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く。）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験に用いる供試体は3本とし、1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。ただし、1回の試験結果が呼び強度を下回った場合には、構造物の設計強度が確保されていることを施工後試験によって確認すること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）
		その他	コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。

新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
・荷下ろし時。1日1回以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回。 ただし、基礎コンクリート、石積・ブロック積（張）の胴込コンクリート、裏込コンクリート、天端コンクリート、調整コンクリート等は、1工事当り工事規模に応じて1～3回程度とすることができる。 なお、供試体は打設場所で採取し、1回につき6本（φ700・3本、φ2800・3本）とする。（早強セメントを使用する場合には、必要に応じてφ3000・3本についても採取する。） ・工種毎に1日1回以上または20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> の範囲は監督員との協議による。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  以下の重要構造物のδ28日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。なお、いずれの構造物についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。 (1)高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 (2)内空断面積25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカラム類 (3)橋梁上・下部工(ただし、購入桁は除く。) (4)トンネル(抗門) (5)高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム (6)スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド  ※上記構造物に付帯する基礎工を含むものとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、場所打ちコンクリートによる擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、 <u>樋管</u> 、水門、水路(内幅2m以上)、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
・荷卸し時。圧縮強度試験用供試体採取時及び荷下ろし時に変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、 <u>場所打ちコンクリートによる擁壁工</u> (高さ1m以上)、函渠工、樋門、 <u>樋管</u> 、水門、水路(内幅2m以上)、 <u>コンクリート張護岸工</u> 、 <u>法枠護岸工</u> 、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
品質に異常が認められた場合に行う。		

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
・荷下ろし時。1日1回以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回。 ただし、基礎コンクリート、石積・ブロック積（張）の胴込コンクリート、裏込コンクリート、天端コンクリート、調整コンクリート等は、1工事当り工事規模に応じて1～3回程度とすることができる。 なお、供試体は打設場所から採取し、1回につき6本（φ700・3本、φ2800・3本）とする。（早強セメントを使用する場合には、必要に応じてφ3000・3本についても採取する。） ・工種毎に1日1回以上または20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> の範囲は監督員との協議による。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  以下の重要構造物のδ28日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。なお、いずれの構造物についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。 (1)高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 (2)内空断面積25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカラム類 (3)橋梁上・下部工(ただし、購入桁は除く。) (4)トンネル (5)高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム (6)スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド  ※上記構造物に付帯する基礎工を含むものとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、場所打ちコンクリートによる擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、 <u>水門</u> 、水路(内幅2m以上)、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
・荷卸し時。圧縮強度試験用供試体採取時及び荷下ろし時に変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、 <u>擁壁工</u> (高さ1m以上)、函渠工、樋門、 <u>水門</u> 、水路(内幅2m以上)、 <u>護岸</u> 、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
品質に異常が認められた場合に行う。		

新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm
			デストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度
		配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	
強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左			

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く。）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm
			デストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度
		配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	
強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左			



新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
本数 総延長 最大ひびわれ幅等	対象構造物（ただし、いずれの構造物についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。） （1）高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 （2）内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートハート類 （3）橋梁上・下部工 （4）トンネル（ <u>左門</u> ） （5）高さ3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム （6）スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド  構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中・水中にある部位については竣工前に調査する。	
鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間（ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1ヶ所）で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	対象構造物（ただし、いずれの構造物についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。） （1）高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 （2）内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートハート類 （3）橋梁上・下部工 （4）トンネル（ <u>左門</u> ） （5）高さ3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム （6）スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド  テストによる強度試験の再試験の平均強度が所要の強度を得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、 <u>右</u> による強度試験を行う。	
所用の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置について、監督員と協議を行ったうえで、設置した鉄筋を損傷させないよう、コアを採取する。圧縮強度試験は公的試験機関において実施する。	
同左	同左	
同左	同左	

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
本数 総延長 最大ひびわれ幅等	対象構造物（ただし、いずれの構造物についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。） （1）高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 （2）内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートハート類 （3）橋梁上・下部工 （4）トンネル （5）高さ3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム （6）スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド  構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中・水中にある部位については竣工前に調査する。	
鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間（ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1ヶ所）で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	対象構造物（ただし、いずれの構造物についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。） （1）高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 （2）内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートハート類 （3）橋梁上・下部工 （4）トンネル （5）高さ3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム （6）スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド  テストによる強度試験の再試験の平均強度が所要の強度を得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、 <u>右</u> による強度試験を行う。	
所用の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置について、監督員と協議を行ったうえで、設置した鉄筋を損傷させないよう、コアを採取する。圧縮強度試験は公的試験機関において実施する。	
同左	同左	
同左	同左	

新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
16 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング	または、「TS・GNSS用いた盛土の締め管理要領」による。 舗装調査・試験法便覧 [4]-238	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	
			その他	平板載荷試験	JIS A 1216	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [2]-16 (ベンゲルマン・ム)	設計図書による。	
16 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値で表したものを。	
			ゲルタイム試験			
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	
17 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Fロート（グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）	
			適正試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	<u>アンカーの設計と施工が適切であること。</u>	
			確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー方に対して十分に安全であること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。	

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
16 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング	または、「TS・GNSS用いた盛土の締め管理要領」による。 舗装調査・試験法便覧 [4]-238	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	
			その他	平板載荷試験	JIS A 1216	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [2]-16 (ベンゲルマン・ム)	設計図書による。	
16 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値で表したものを。	
			ゲルタイム試験			
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	
17 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Fロート（グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）	
			適正試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	<u>設計アンカー方に対して十分に安全であること。</u>	
			確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー方に対して十分に安全であること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。	

新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	その他は、「福島県レディミクストコンクリート単位水量測定要領」による。	
・荷卸し時 1回/日または構造の重要度と工事の規模に応じて20から150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個（φ70×3個、φ28×3個）とする。 ・工種毎に1日1回以上または20㎡～150㎡ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20㎡～150㎡の範囲は監督員との協議による。	δ28日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。	
コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018、503-2018）、または設計図書の規定により行う。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・工種毎に1日1回以上または20㎡～150㎡ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20㎡～150㎡の範囲は監督員との協議による。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
1回 品質に異常が認められた場合に行う。		

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅱ

品質管理基準及び規格値

試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	その他は、「福島県レディミクストコンクリート単位水量測定要領」による。	
・荷卸し時 1回/日または構造の重要度と工事の規模に応じて20から150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個（φ70×3個、φ28×3個）とする。 ・工種毎に1日1回以上または20㎡～150㎡ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20㎡～150㎡の範囲は監督員との協議による。		
コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018、503-2018）、または設計図書の規定により行う。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・工種毎に1日1回以上または20㎡～150㎡ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20㎡～150㎡の範囲は監督員との協議による。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
1回 品質に異常が認められた場合に行う。		



新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅲ

2. 様式

<第8号様式・約款9条, 14条関係>

確認書

部長・次長	課長	主任主査	監督員

確認・立会願

年 月 日

下記について確認・立会を願いたい。

請負業者名  
現場代理人名

工事名	第 号	工事
工事場所		
事 項	位 置 等	

確認・立会結果書

上記について、確認・立会を実施し確認した。

立会者名

確認・立会年月日	年 月 日
方 法	現 地 ・ 書 類 (机上) ・ <u>遠隔臨場</u>
結 果 判 定	
指 示 事 項 ( 記 事 )	

指示事項等処理完了確認 年 月 日 監督員

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅲ

2. 様式

<第8号様式・約款9条, 14条関係>

確認書

部長・次長	課長	主任主査	監督員

確認・立会願

年 月 日

下記について確認・立会を願いたい。

請負業者名  
現場代理人名

工事名	第 号	工事
工事場所		
事 項	位 置 等	

確認・立会結果書

上記について、確認・立会を実施し確認した。

立会者名

確認・立会年月日	年 月 日
方 法	現 地 ・ 書 類 (机上) _____
結 果 判 定	
指 示 事 項 ( 記 事 )	

指示事項等処理完了確認 年 月 日 監督員

新（令和4年4月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅲ

2. 様 式

<第15号様式・約款15条関係>

支 給 品 精 算 書

年 月 日

契約権者 様

住所  
受注者 氏名

下記のとおり支給品を精算します。

工 事 名		契約年月日		年 月 日		
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考 (返納場所等)
			支 給 数 量	使 用 数 量	残 数 量	
監 督 員 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明します。				物 品 監 理 簿 登 記	
	年 月 日	職 氏名			年 月 日	

現行（令和3年10月1日適用）

共通仕様書 土木工事編Ⅲ

2. 様 式

<第15号様式・約款15条関係>

支 給 品 精 算 書

年 月 日

契約権者 様

住所  
受注者 氏名

下記のとおり支給品を精算します。

工 事 名		契約年月日		年 月 日		
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考 (返納場所等)
			支 給 数 量	使 用 数 量	残 数 量	
監 督 員 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明します。				物 品 監 理 簿 登 記	
	年 月 日	職 氏名			年 月 日	